

人事訴訟事件の概況

—令和5年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、令和5年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の人事訴訟事件の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。令和5年の概況を把握するに当たっては、経年の件数等の推移による事件の動向が参考になると考えられることから、資料中の各図表においては、過去10年分（平成26年から令和5年まで）のデータを並べて表記する形で作成した。

本資料の数値は、司法統計による速報値及び当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

（注） 本資料において、「離婚」とは、離婚の訴え、離婚の無効及び取消しの訴えを、「離縁」とは、離縁の訴え、離縁の無効及び取消しの訴えを、「認知」とは認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴えを、「親子関係存否確認」とは、「認知」を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む。）をいう。

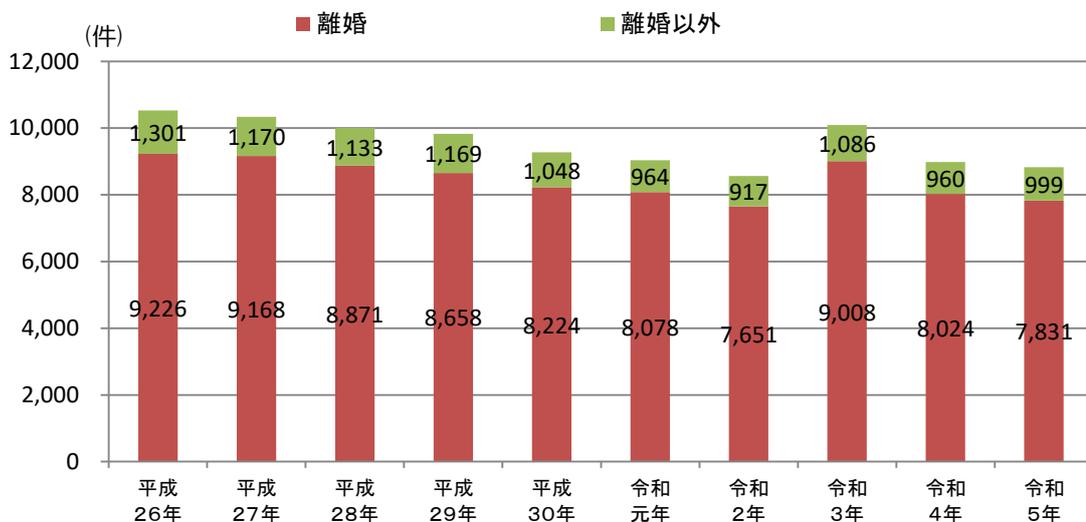
令和6年5月

目 次

1	新受事件について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	既済事件について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	附帯処分の申立て等の状況について・・・・・・・・	3
4	終局区分別件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	平均審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	家庭裁判所調査官の関与状況について・・・・・・・・	6
7	参与員の関与状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(参考) その他の数値について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 涉外離婚訴訟事件の新受件数について	
	(2) 人事訴訟事件における合議事件数の推移	

1 新受事件について

○新受件数の推移



○新受件数一覧

	新受件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係存否確認	その他
平成26年	10,527	9,226	294	276	283	448
平成27年	10,338	9,168	269	247	233	421
平成28年	10,004	8,871	228	263	162	480
平成29年	9,827	8,658	256	297	140	476
平成30年	9,272	8,224	242	232	121	453
令和元年	9,042	8,078	199	256	106	403
令和2年	8,568	7,651	206	228	123	360
令和3年	10,094	9,008	224	303	114	445
令和4年	8,984	8,024	211	260	93	396
令和5年	8,830	7,831	209	268	92	430

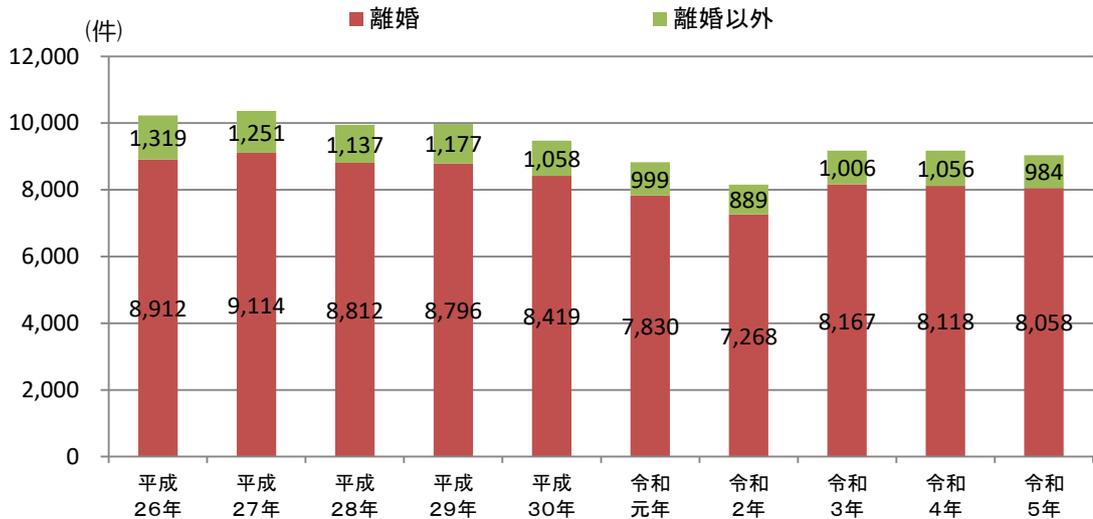
○新受事件の割合の推移



※ 「その他」には、婚姻の無効、同取消し、婚姻関係の存否の確認、養子縁組の無効、同取消し及び養親子関係の存否の確認の訴えが含まれる。

2 既済事件について

○既済件数の推移



○既済件数一覧

	既済件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係存否確認	その他
平成26年	10,231	8,912	300	278	278	463
平成27年	10,365	9,114	286	250	244	471
平成28年	9,949	8,812	239	250	182	466
平成29年	9,973	8,796	247	291	161	478
平成30年	9,477	8,419	250	246	117	445
令和元年	8,829	7,830	198	234	116	451
令和2年	8,157	7,268	192	220	105	372
令和3年	9,173	8,167	233	272	122	379
令和4年	9,174	8,118	210	284	99	463
令和5年	9,042	8,058	228	277	94	385

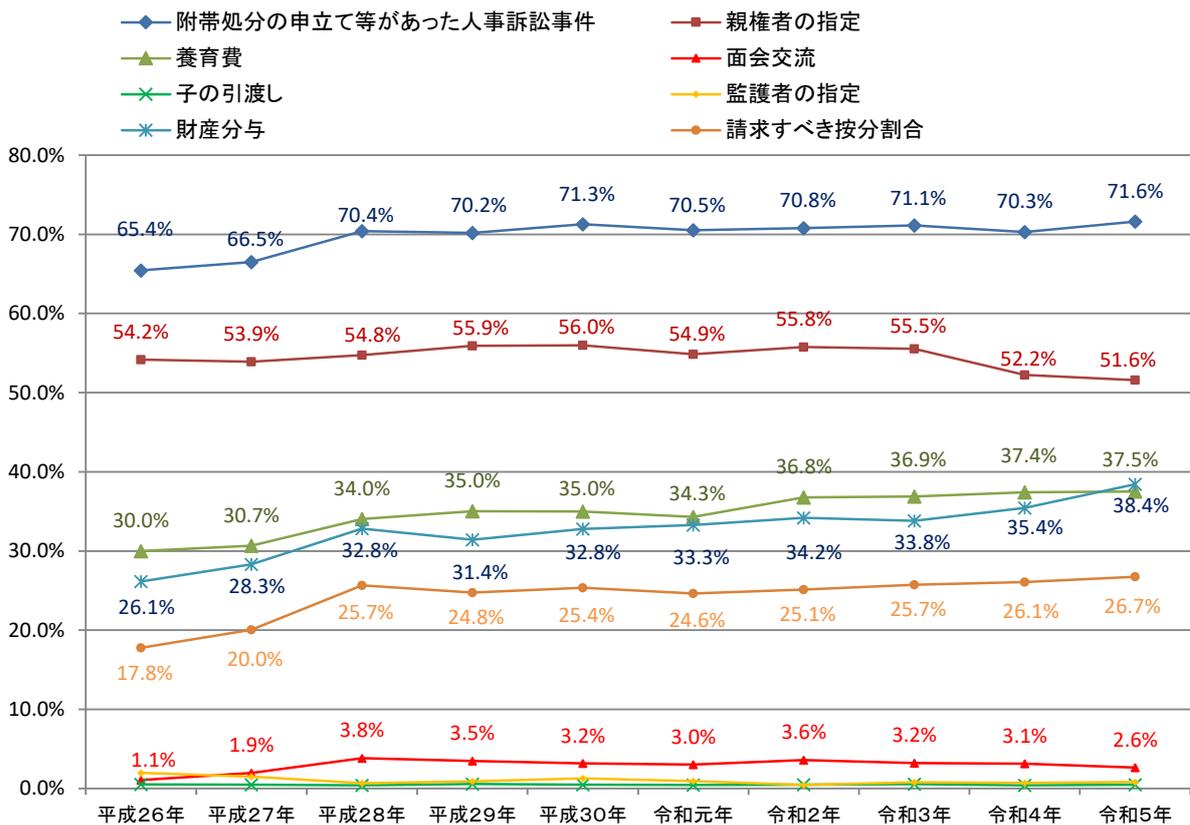
○既済事件の割合の推移



※ 「その他」には、婚姻の無効、同取消し、婚姻関係の存否の確認、養子縁組の無効、同取消し及び養親子関係の存否の確認の訴えが含まれる。

3 附帯処分の申立て等の状況について（注）

○附帯処分の申立て等の割合の推移



※ 上図は、人事訴訟事件の既済件数に対する、附帯処分の申立て等の各種件数の割合の推移を示している。
 （注意：従前（「人事訴訟事件の概況－平成27年1月～12月－」まで）は、附帯処分の申立て等合計の件数に対する割合を示していたため、上図とは算出方法が異なる。）
 ※ 人事訴訟事件1件について、複数の内容の附帯処分の申立て等がされるものがあるので、各附帯処分の申立て等の割合を足しても、「附帯処分の申立て等があった人事訴訟事件」の割合とは一致しない。

○附帯処分の申立て等の状況一覧

	人事訴訟事件の既済件数	附帯処分の申立て等の件数							
		合計	親権者の指定	養育費	面会交流	子の引渡し	監護者の指定	財産分与	請求すべき按分割合
平成26年	10,231	6,696	5,544	3,069	109	54	202	2,675	1,818
平成27年	10,365	6,891	5,586	3,178	202	48	156	2,933	2,078
平成28年	9,949	7,005	5,448	3,387	381	40	67	3,265	2,552
平成29年	9,973	6,998	5,576	3,493	347	57	88	3,133	2,469
平成30年	9,477	6,756	5,305	3,317	301	44	120	3,107	2,403
令和元年	8,829	6,225	4,843	3,029	267	40	81	2,938	2,174
令和2年	8,157	5,775	4,548	3,000	294	38	37	2,790	2,049
令和3年	9,173	6,523	5,094	3,385	295	52	72	3,102	2,359
令和4年	9,174	6,450	4,791	3,434	287	37	65	3,251	2,392
令和5年	9,042	6,475	4,664	3,392	239	45	75	3,475	2,418

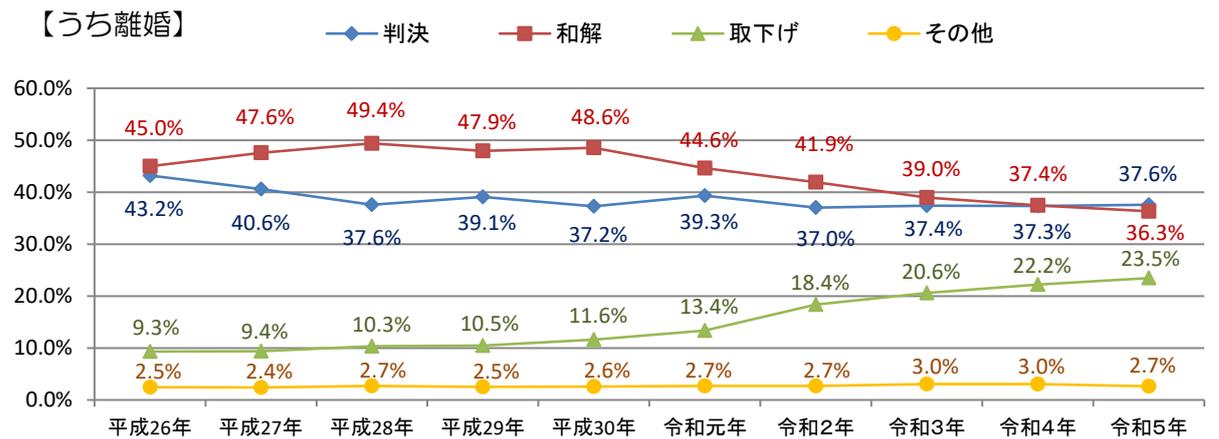
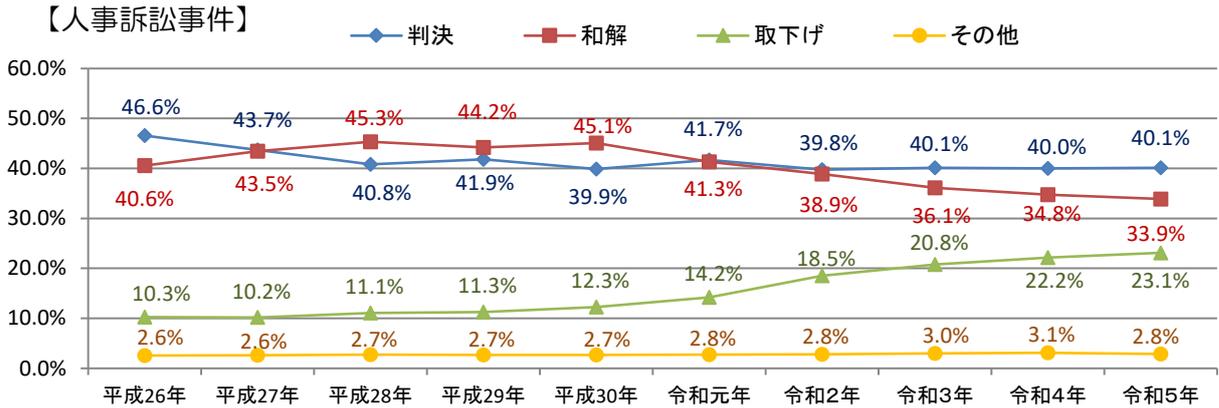
※ 人事訴訟事件1件について、複数の内容の附帯処分の申立て等がされるものがあるので、各附帯処分の申立て等の数を足しても、合計の数とは一致しない。

※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

（注） 附帯処分の申立て等とは、人事訴訟法32条1項の附帯処分の申立てがあった場合及び終局時に親権者指定（民法819条2項）をすべき子がいた場合をいう。

4 終局区分別件数について

○終局区分別割合の推移



○終局区分別件数一覧

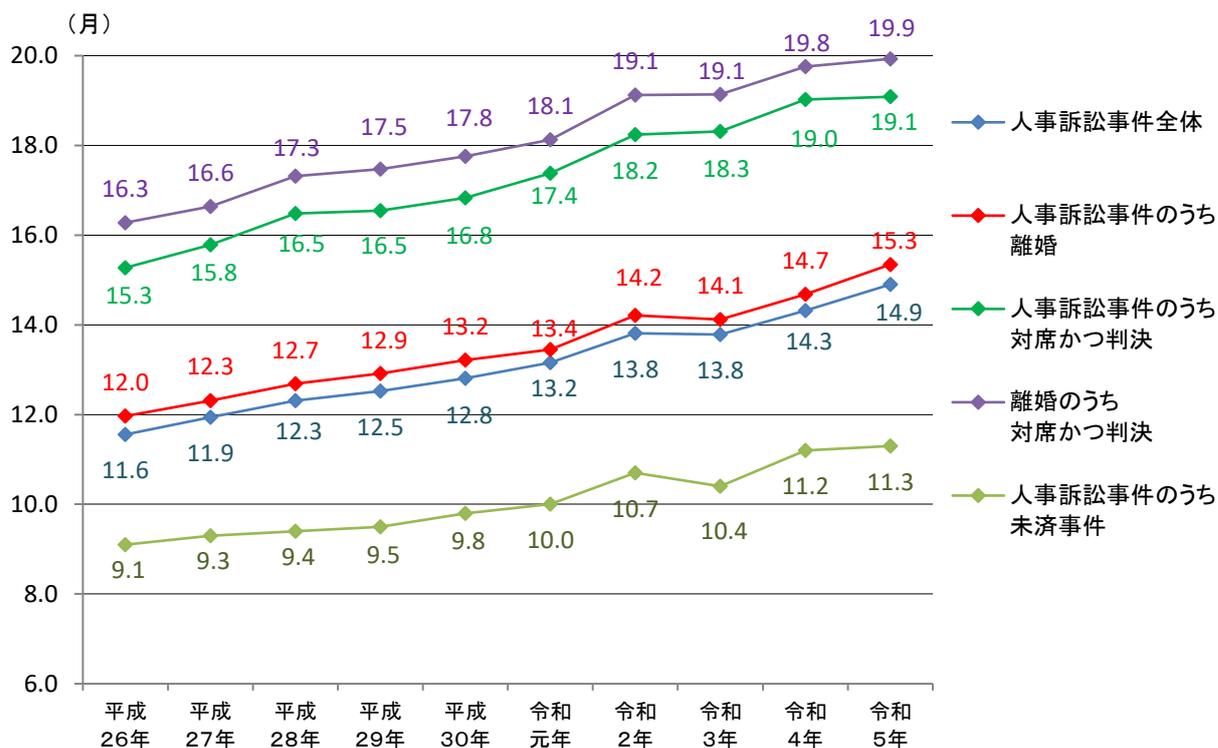
		既済件数 合計	判決			和解	取下げ	その他	
			合計	うち認容	うち棄却				うち却下
平成 26年	人事訴訟事件	10,231	4,765	4,271	470	16	4,153	1,051	262
	うち離婚	8,912	3,850	3,487	351	6	4,011	830	221
平成 27年	人事訴訟事件	10,365	4,532	4,023	472	30	4,506	1,055	272
	うち離婚	9,114	3,700	3,332	354	8	4,338	857	219
平成 28年	人事訴訟事件	9,949	4,062	3,585	449	24	4,511	1,105	271
	うち離婚	8,812	3,313	2,969	337	4	4,353	909	237
平成 29年	人事訴訟事件	9,973	4,174	3,669	483	15	4,407	1,125	267
	うち離婚	8,796	3,439	3,053	373	6	4,216	922	219
平成 30年	人事訴訟事件	9,477	3,781	3,327	427	19	4,274	1,165	257
	うち離婚	8,419	3,136	2,788	335	7	4,088	977	218
令和 元年	人事訴訟事件	8,829	3,684	3,241	428	15	3,648	1,252	245
	うち離婚	7,830	3,079	2,743	331	5	3,494	1,048	209
令和 2年	人事訴訟事件	8,157	3,243	2,851	373	15	3,171	1,513	230
	うち離婚	7,268	2,691	2,395	293	1	3,047	1,334	196
令和 3年	人事訴訟事件	9,173	3,681	3,171	489	16	3,311	1,908	273
	うち離婚	8,167	3,054	2,670	376	4	3,184	1,680	249
令和 4年	人事訴訟事件	9,174	3,668	3,183	465	19	3,188	2,033	285
	うち離婚	8,118	3,030	2,673	349	7	3,040	1,802	246
令和 5年	人事訴訟事件	9,042	3,629	3,169	435	21	3,065	2,091	257
	うち離婚	8,058	3,027	2,699	319	6	2,927	1,890	214

※ 終局区分の「認容」には、原告の請求が一部認容された場合が含まれる。

※ 終局区分の「取下げ」には、調停に付され、調停成立で終局したものが含まれる（家事事件手続法276条1項参照）。

5 平均審理期間について

○平均審理期間の推移

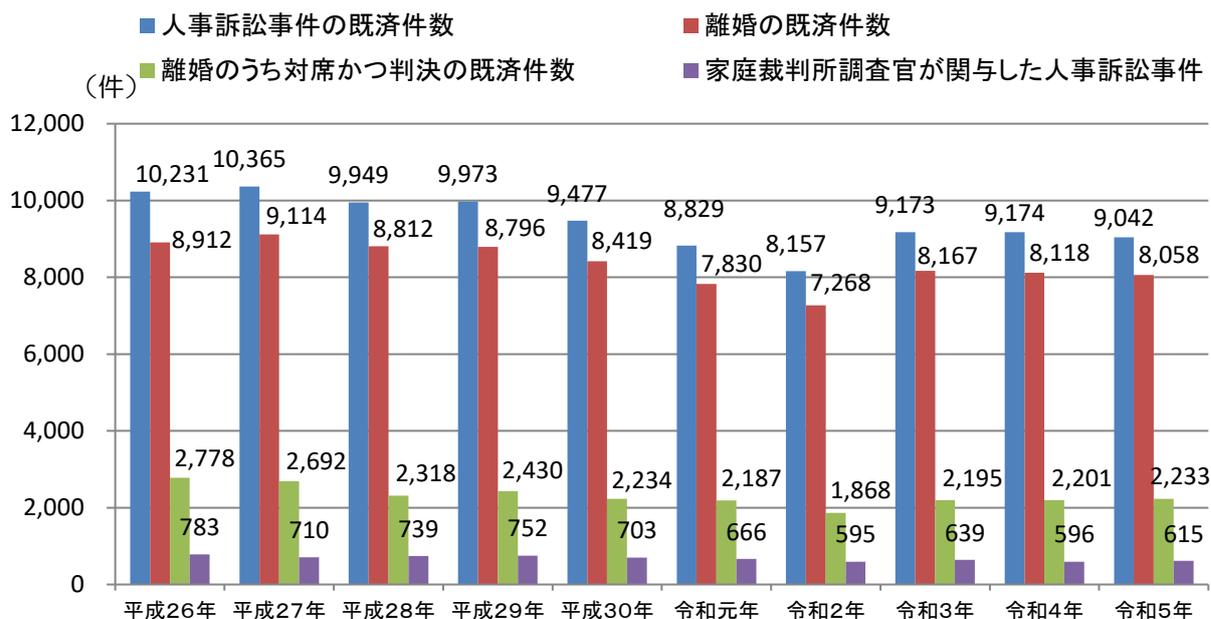


※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

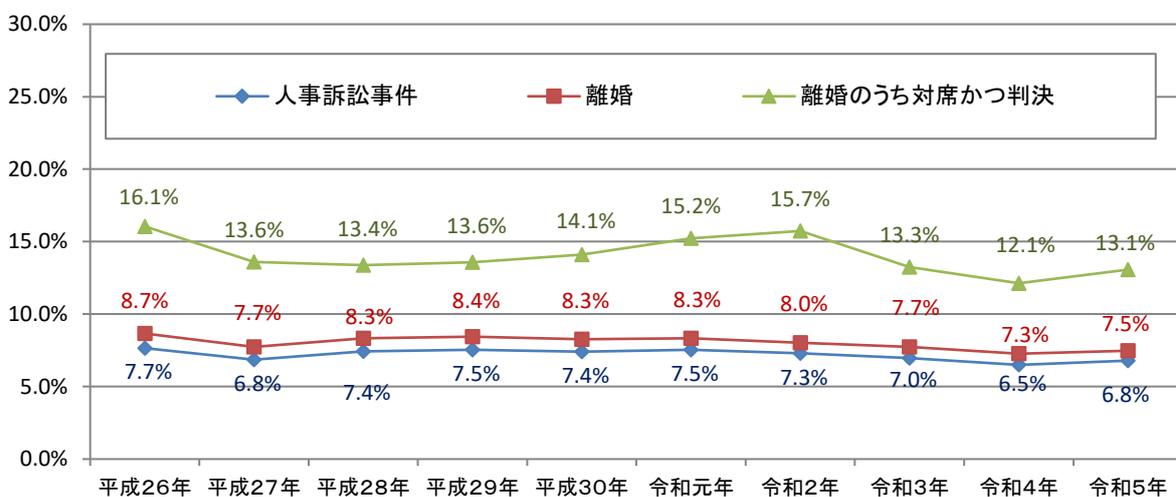
※ 民事訴訟事件のうち未済事件の平均審理期間は、各年の12月31日現在の未済事件を対象としている。その他の平均審理期間については、既済事件を対象としている。

6 家庭裁判所調査官の関与状況について（注）

○家庭裁判所調査官が関与した事件の推移



○家庭裁判所調査官が関与した事件の割合の推移



○家庭裁判所調査官が関与した事件数一覧

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
家庭裁判所調査官が関与した民事訴訟事件	783	710	739	752	703	666	595	639	596	615
うち離婚	772	706	735	742	696	652	584	632	590	602
うち対席かつ判決	446	366	310	330	315	333	294	291	267	292

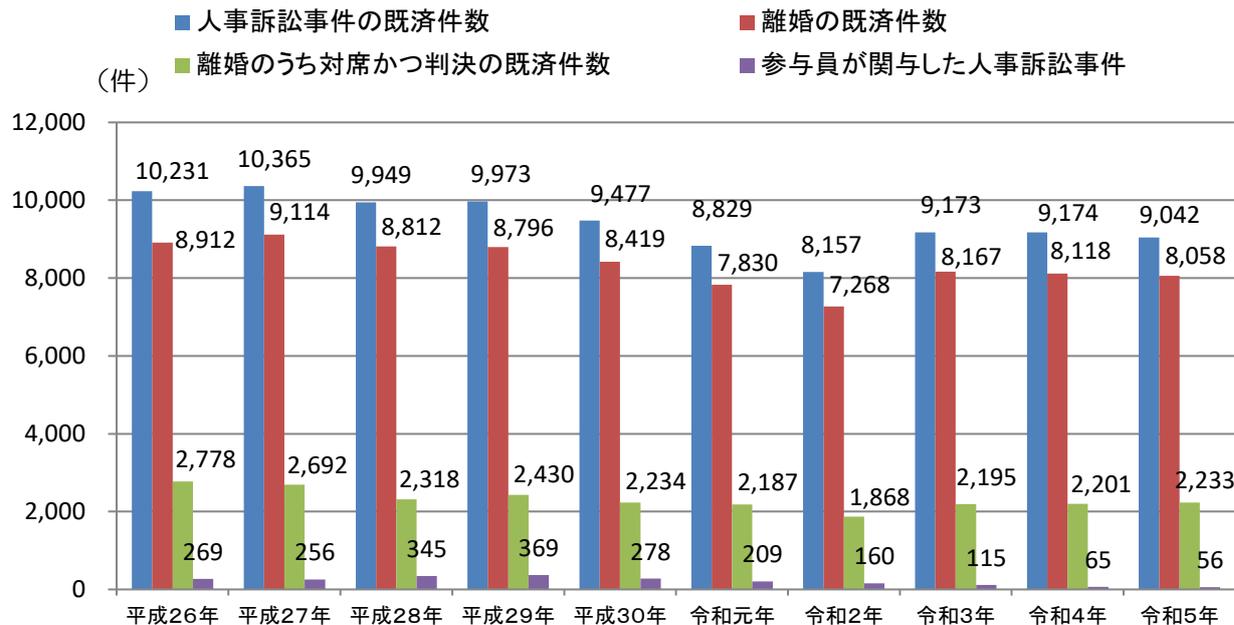
※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

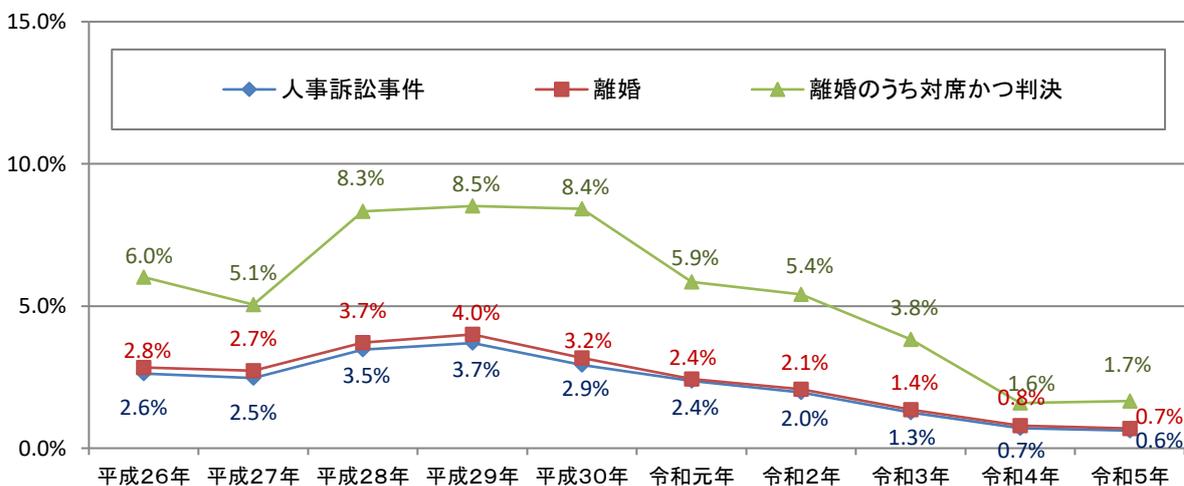
（注） 裁判所は、附帯処分等についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすること、また、これを家庭裁判所調査官に命じることができる（民事訴訟法33条、34条）。

7 参与員の関与状況について（注）

○参与員が関与した事件の推移



○参与員が関与した事件の割合の推移



○参与員が関与した事件数一覧

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
参与員が関与した人事訴訟事件	269	256	345	369	278	209	160	115	65	56
うち離婚	253	248	327	352	267	191	151	111	64	56
うち対席かつ判決	167	136	193	207	188	128	101	84	35	37

※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

（注） 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につきその意見を聴くことができる（人事訴訟法9条1項）。

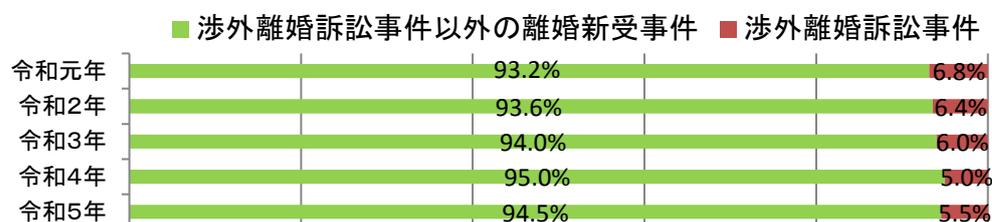
(参考) その他の数値について

(1) 渉外離婚訴訟事件の新受件数について

○ 渉外離婚訴訟事件の新受件数（令和元年から令和5年まで）



○ 離婚新受事件に占める渉外離婚訴訟事件の割合（令和元年から令和5年まで）



※ 上図における渉外離婚訴訟事件とは、当事者の全部又は一部が外国人である離婚の訴えをいう。

※ 本数値は、当局の実情調査の結果に基づく概数である。

(2) 人事訴訟事件における合議事件数の推移

○ 合議事件数の推移



※ 上図は、各年の既済事件のものである。